

行動計画・マニュアル等の構成

		国	青森県
行動計画	対策の基本方針	目的	行動計画
		基本的考え方	
		対策推進のための役割分担	
		行動計画の主要7項目	
		発生段階	
	各発生段階における対策	実施体制	行動マニュアル [社会対応版]
		情報提供・共有	
		予防・まん延防止	
		社会・経済機能の維持	行動マニュアル [医療提供版]
		サーベイランス・情報収集	
医療体制			
ワクチン			
ガイドライン	事業者対応・リスクコミュニケーション等	実施要領等（マニュアル [社会対応版] 附属）	
	医療体制・サーベイランス等	実施要領等（マニュアル [医療提供版] 附属）	

計画の主たる目的

患者数

県民の生命を
第一に考えた
対策を実施

対策を実施
しない場合

医療の崩壊

①流行を遅らせ、
ピークを低く抑
える

医療提供の
キャパシティ

対策を実施
した場合

②医療の提供体制を
維持し、ワクチン製
造・供給までの時間
をかせぐ

③健康被害及び社
会・経済活動への
影響を最小限にと
どめる

↑
ワクチンの製造

時間

対策の基本的考え方

① 新型インフルエンザ対策は、県の危機管理に関わる重要な課題として位置付ける



<情報収集・分析>
<対策案の策定等>



⑤ 医学的知見に基づく具体的な対策を、危機管理、公衆衛生部門の実務者を中心に迅速に対応

平時

海外発生

国内発生

県内発生

<特性不明>
② 高病原性を想定した対策

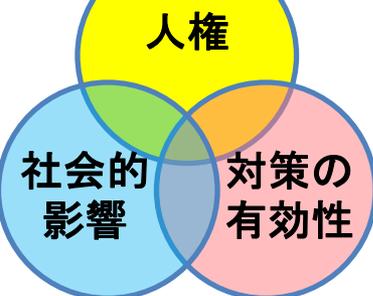


③ ウイルスの特性に応じた対策



<実践する対策>

④ 人権、対策の有効性、社会的影響に配慮し、迅速に決定



対策推進のための役割分担

本庁

- ・危機管理部局、公衆衛生部局、その他の部局等で役割を分担し、全庁を挙げて対策を実施

地域 県民局

- ・地域連携部、保健所、その他の部で役割を分担し、地域県民局全体を挙げて対策を実施

その 他

- ・市町村、医療機関、事業者、県民もそれぞれの役割を担う

行動計画の主要項目

医療提供体制

- ・各保健医療圏の現有の医療資源を最大限に生かし、効率的、効果的に医療を提供

社会対応

- ・県内で初めて発生し、まん延防止効果が期待できると判断される場合に限り、学校等の臨時休業や集会等の自粛を要請

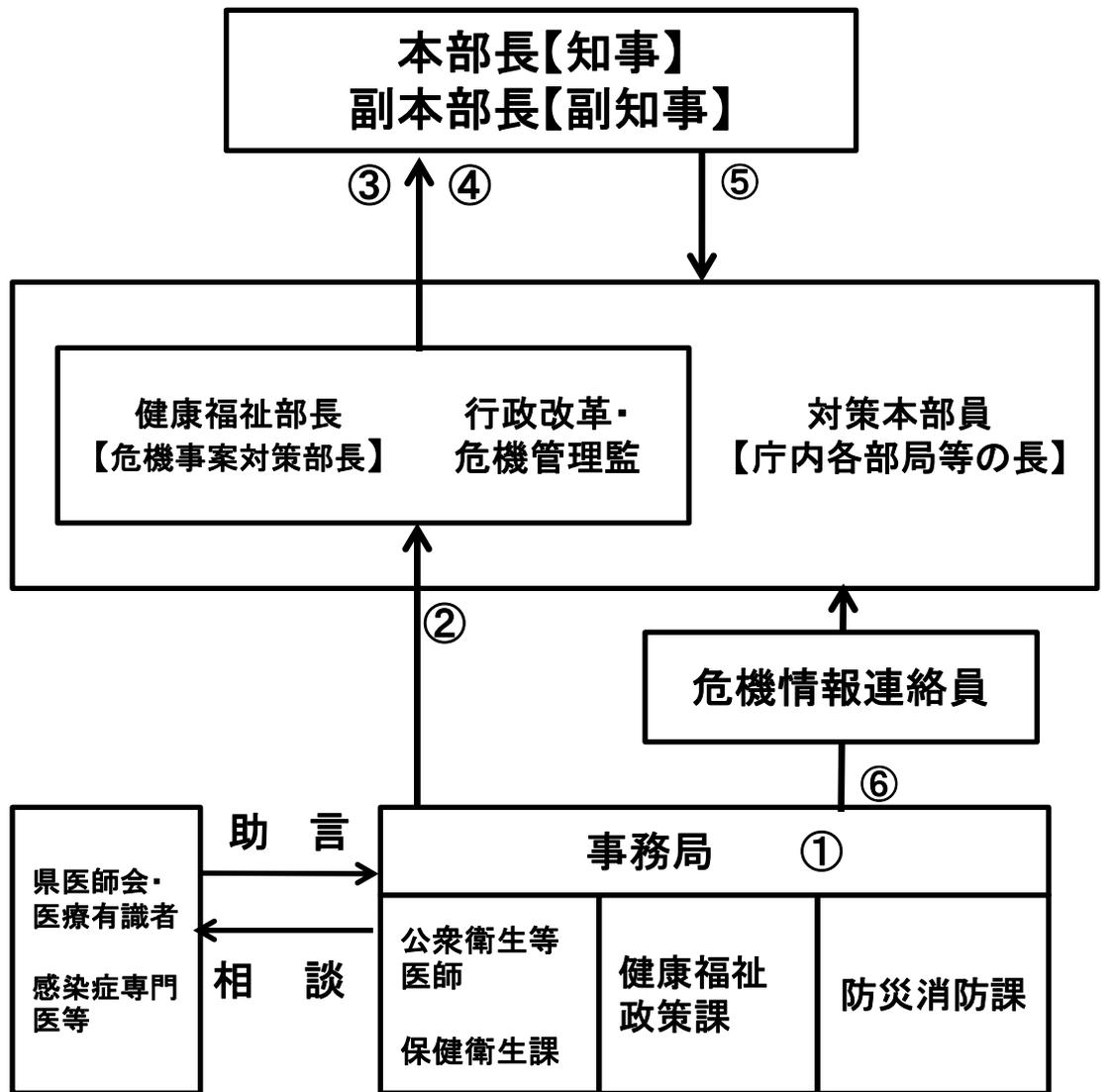
広報・情報提供

- ・情報提供の一元化、幅広く理解しやすい情報提供、電話相談窓口による情報提供を実施

危機管理

- ・発生時に対策本部及び現地本部を設置し、全庁を挙げた危機管理体制で対策を実施

対策本部における対策の決定・実施



①事務局は、対策の決定・変更など必要に応じ、対策案を協議

②事務局は、危機管理監及び健康福祉部長に、対策案を説明

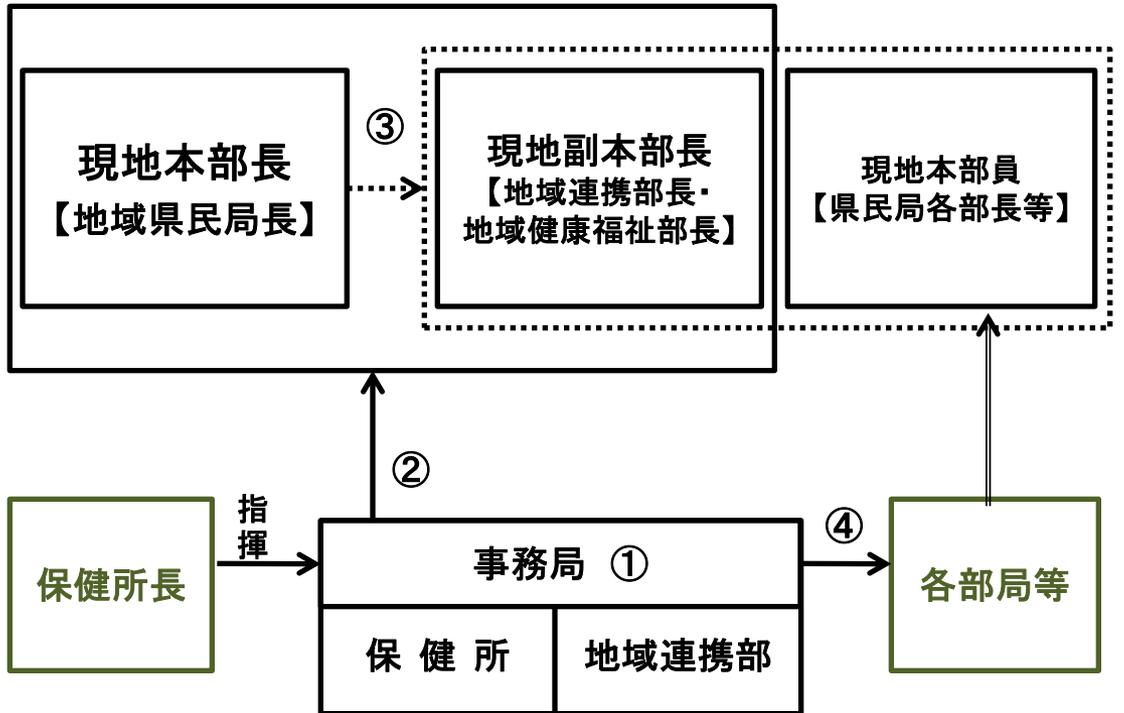
③<本部会議を開催する場合>
危機管理監及び健康福祉部長は、本部長等に対策案を報告
本部長は、対策を決定

④<本部会議を開催しない場合>
危機管理監及び健康福祉部長は、対策を決定し、本部長等に経過を報告

⑤本部長は、本部会議を開催し、各本部員に対策を指示

⑥防災消防課は、本部長名の対策指示文書を作成の上、庁内各部局等の危機情報連絡員に送付

現地本部における対策の決定・実施



①事務局は、対策の決定・変更など必要に応じ、対策案を協議

②事務局は、現地本部長及び現地副本部長に、対策案を説明

③<本部会議を開催する場合>
現地本部長は、現地本部会議を開催し、各現地本部員に対策を指示

④<本部会議を開催しない場合>
地域連携部は、現地本部長名の対策指示文書を作成の上、地域県民局内各部等に送付

平時における対応

医療提供体制	<ul style="list-style-type: none">①各地域における発生時の医療提供体制の協議②抗インフルエンザウイルス薬の備蓄継続③通常のサーベイランスの継続
社会対応	<ul style="list-style-type: none">①県民等への発生時の対策の周知②各事業者への事業継続計画策定の周知
広報・情報提供	<ul style="list-style-type: none">①県民等への基本的な感染予防策の実践や医療機関の適切な受診の周知②発生時の相談体制、情報収集・提供体制の整備
危機管理	<ul style="list-style-type: none">①発生時の危機管理体制の確認②発生時継続業務の確認

発生段階ごとの具体的な対策

発生段階	平時	海外発生	国内発生	県内発生		
				早期	拡大期	
目的	発生に備えて体制の準備を行う。	県内発生に備えて体制の準備を行う。		県内での流行を可能な限り遅らせる。	健康被害及び社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。	
医療提供体制	医療提供体制	○各地域における発生時の医療提供体制の協議	○感染症指定医療機関等での診断 ※1 (非感染者は近医で治療)	○外来医療機関での診断 ※1 (非感染者は近医で治療)	○感染者は感染症指定医療機関等へ入院措置	○通常の診療体制 (全ての医療機関で診療し、重症患者のみ入院)
	検査・サーベイランス	○通常の実施体制 (定点把握、ウイルス、入院、疾患発生報告)	○実施体制の強化 (通常の実施体制に全数把握、クラスターサーベイランスを追加)	○積極的疫学調査の実施		○通常の実施体制 (定点把握、ウイルス、入院、疾患発生報告)
	ワクチン	○各地域における発生時の接種体制の協議	○接種体制の構築		○接種の開始 (ワクチンが供給され次第)	
	抗ウイルス薬	○県での備蓄 (本庁、各保健所)	○医療従事者等への配布 (予防投与用)			○市場への放出 (治療用が不足した場合)
社会対応	公衆衛生対策	○県民等への対策の周知	○県民等への渡航の際の注意喚起	○県民等への感染予防策徹底の呼びかけ	○学校、通所施設等への臨時休業の要請 ※2 ○市町村等への集会、興行等の自粛の要請 ※2	
	社会・経済対策	○各事業者への事業継続計画策定の周知		○感染予防徹底の呼びかけ		○社会機能維持事業者等への事業継続の要請 ※2
広報・情報提供	相談体制	○通常の相談 ○発生時の相談体制の整備	○対策本部・現地本部による電話相談窓口の設置、運営 (状況に応じて対応を強化)			
	情報収集、提供体制	○通常の情報収集、提供 ○発生時の情報収集、提供体制の整備	○対策本部による一元的な情報収集、提供			
	広報体制	○通常の広報 ○発生時の広報体制の整備	○対策本部による一元的な広報			
危機管理	各種会議・本部	○設置・運営体制の確認	○庁内連絡会議の開催	○対策本部・現地本部の設置、開催 (国対策本部の設置後) ○連絡員会議の開催 (必要に応じて、随時開催)		
	業務体制	○発生時継続業務の確認	○通常の業務体制			○発生時継続業務以外の縮小・中断(状況に応じて)

※1) 病原性が低いことが判明した場合は、原則として、速やかに通常の診療体制へ移行する。

※2) 病原性が低いことが判明している場合は、原則として、これらの要請を行わない。